

平成27年11月教育委員会定例会会議録

平成27年11月11日 開催

静岡市教育委員会

平成27年11月静岡市教育委員会定例会次第

1 日時

平成27年11月11日（水） 午後2時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室

3 日程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の決定

(3) 教育長の報告

(4) 議案

議案第42号 平成28年度当初予算案に対する意見の申出について

(5) その他

(6) 閉会

平成27年11月教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年11月11日（水） 午後2時開会
- 2 場 所 静岡市役所 清水庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 佐野 嘉則 委 員 伊藤嘉奈子
委 員 伊澤 三郎 委 員 高野 康代
委 員 橋本ひろ子 教育長 高木 雅宏

事務局

教育局長	池谷 眞樹
教育局次長	森下 靖
教育局参与	山田 欣也
参与兼教育総務課長	高津 祐志
教育総務課教育力向上政策担当課長	市川 靖剛
教職員課長	月見里茂希
教育施設課長	妻木 明仁
学校教育課長	小林 文人
参与兼学事課長	廣瀬 陽
参与兼学校給食課長	森下 修一
学校給食課主幹兼食育推進係長	川口 眞由美
学校給食課栄養士	深津 亜沙美
教育センター所長	瀧浪 泰
中央図書館長	矢澤 嘉章
教育総務課調整係長	小林以津子
教育総務課主査	宇佐美亜希

4 日 程

(1) 開会

佐野委員長 ただいまから、平成27年11月静岡市教育委員会定例会を開催します。

(2) 会議録署名人の決定

佐野委員長 本日の会議に関する会議録署名人を、伊澤委員に指定

(3) 教育長報告

高木教育長 資料「11月定例会 教育長報告」により報告

(4) 議案

佐野委員長 それでは、議事に入ります。本日は、議案1件の御審議をお願いします。また、その他の案件が2件あるとのことですが。

なお、議案第42号は、今後、市議会への提案を予定している議案です。これについては、旧地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開の扱いとしたいと思えます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

佐野委員長 皆様に御承認いただきましたので、議案第42号については、非公開の扱いといたします。

<議案第42号 平成28年度当初予算案に対する意見の申出について> (非公開)

教育局次長 議案説明

各 委 員 承認

(5) その他

○ 指定都市教育長・教育委員協議会による教職員定数に関する緊急要望について

教育総務課長 説明

高木教育長 この要望と時期を同じくして、私と局長が、静岡市としての国要望を行うために文部科学省へ行く機会がありました。市長も同席してくれました。ちょうど、定数削減の話が出ていたところだったので、ぜひ御配慮をお願いしたいということを私たちも話して参りました。文部科学省も頑張るということだったので、応援したいと思います。

佐野委員長 10月末には、日本PTA全国協議会も、このような要望を行ったと聞いております。教育に関する様々な組織が声を上げることが大事ではないかと思えます。

この件については、よろしいでしょうか。

各 委 員 了承

○ 静岡市学校給食センターにおける食物アレルギー対応食マニュアルの対応可能条件の追加について

学校給食課長 説明

高野委員 条件を追加するということですが、その追加条件に該当する子どもは、今は給食を提供しているけれど、今後は給食を提供しなくなるということですよ。何人ほどが該当するのでしょうか。

学校給食課長 今後、現在、給食を提供しているお子さんや保護者に対して、このような情報を伝えて、該当するかどうかを確認します。まず、自己診断をしていただいて、該当する場合は、提供の中止について相談させてもらうこととなります。平成28年4月から実施していきたいのですが、これまで提供されている経緯もありますので、経過措置をとりまして、最終的に、平成29年4月には全てこのような対応をしたいと考えています。現在、把握しているところでは、15人ほどが該当するという事です。

伊澤委員 その15人は、今、給食を食べているのですか。お弁当を持って来ているのですか。

学校給食課長 現在は、除去食を食べています。

高野委員 それは、今回の追加条件にある「調味料・だし・添加物の除去」を行っているということですか。

- 橋本委員 だしまでは除去できないですね。
- 高野委員 除去できないですよ。ですから、除去しない状態で提供しているということですか。
- 学校給食課栄養士 静岡県内では、調味料、だし、添加物の除去が必要な方、それから、乳糖の除去が必要な方にも、除去食を提供しています。その場合は、栄養士も細心の注意を払って、加工食品のひとつひとつに乳糖が含まれないか確認をして提供をしています。
- 伊澤委員 これからは、条件が厳しくなるので、それができなくなるということですか。
- 学校給食課栄養士 文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に、乳糖について除去が必要な場合は、重篤なアレルギーがあることを意味するため、学校給食での対応は難しいと明記されています。それを受けて、静岡市の学校給食においても、除去は難しいため、同様にマニュアルに追加させていただきます。
- 高野委員 今までは、静岡市では乳糖なども除去していたということですよ。今回、方針が出たことによって、除去するのではなく、給食を提供するのを止めてしまうことになるということですか。
- 学校給食課栄養士 はい、そうです。
- 高野委員 それは、そういう子どもたちに除去食を提供するのではなく、給食を提供するのを止めましょうということが文部科学省の方針だということですか。
- 学校給食課栄養士 はい、安全な給食提供が困難であるとして、お弁当対応の考慮をしてくださいと指針に明記されていますので、平成28年4月からはそのような対応にしたいということです。
- 橋本委員 これまでは、危ない橋を渡っていたということですよ。
- 伊藤委員 でも、平成28年4月からということは、これから何か月間は、危ないままだということですか。
- 学校給食課主幹 今までも、給食センターの栄養士、栄養教諭が安全を最優先にして対応していたのですが、より安全にすることを目的に条件が変わります。すぐに対応が

できればよいのですが、保護者の御理解をいただくのが難しい場合があります。何度も面談をして、保護者の御理解がいただけるまでは、除去食の提供をしたいと考えています。

佐野委員長 本来であれば、すぐに中止したい気持ちはあるけれども、かなり努力をして除去食の提供を続けるということですね。

高野委員 今までは、除去して給食を提供していたのに、これからは、除去することをせずに、お弁当を持ってきてもらうことになるということですか。

佐野委員長 除去すること自体が非常に困難で、危険を伴うということですよ。学校給食として提供することは、あまりにも危険性を伴う行為であるので、そこまで危険なことをしてまで除去食を提供することはしないという判断をしたのですよね。

高野委員 今までは、危ない橋を渡っていたけれども、それが、あまりにも危ないことが明らかになり、国の指導もあったことから、これからはできませんということでしょうか。

学校給食課栄養士 そのとおりです。

高木教育長 素材であれば分かりやすいのですが、調味料、だし、添加物等や、調理に使った油や洗浄済の食器や調理器具でも症状が誘発されるかもしれないということですし、給食センターの状況と家庭の状況も違うと思うので、保護者にとっては子どもが条件に該当するのか判断しづらいと思うのですが、それを伝える方法や保護者の判断力については、どのように考えていますか。

学校給食課栄養士 保護者に判断していただくに当たっては、医師の判断が必要となります。医師の指示をもとに、除去が必要なかどうかを判断していただくように説明をします。

高野委員 今までもアレルギー対応については、医師の診断をもらっているわけですよね。それに追加するような形になるのでしょうか。

学校給食課栄養士 はい、そのとおりです。

高野委員 保育園では、学校でアレルギー対応に取り組む以前から、それぞれの子どもに対応していたと思いますが、今後は同じような対応になるのでしょうか。就学前の子どもの給食については情報を得ていますか。就学前は対応してくれて

いたのに、小学校に入学したら対応してもらえなくなったということになると、保護者に対して説明が必要になると思いますが、いかがですか。

学校給食課栄養士　　こども園とは連絡を取り合っていない状況ですので、今後、こども園とも話をして進めていきたいと思います。

高木教育長　　今日の報告は、今までは除去食の提供をしていたけれど、安全を考慮する中で、今後は、お弁当を持ってくる子どもが多くなるということですね。そのときには、十分に保護者に理解していただいて、納得をした上でお弁当に替えてもらえるように努力をしていくということですね。

学校給食課栄養士　　はい、そうです。

伊澤委員　　これは、給食センターも、清水区の単独調理校も委託のお弁当も同じでしょうか。

学校給食課栄養士　　清水区については、動きが違います。中学校のお弁当方式の委託につきましては、そのお弁当を選択するという形になっていますので、現在、アレルギー対応を行っていません。また、清水区の単独調理校については、給食センターのように区画されたアレルギー対応のための特別調理室がありませんので、各学校で区画されたスペースをつくることができれば、除去食を提供することができるのですが、そのようなスペースをつくることのできない学校については、除去食の提供ができません。それぞれの学校の対応になっていますが、静岡市としても、財団法人日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づいて、各施設、設備の実状に応じた最良の対応を実施するよということと、学校長に対しては、食物アレルギーの児童・生徒に対し、対応し得る学校職員全体の共通理解を図るよということを示しています。

伊澤委員　　個々の対応ということは、結局、清水区のアレルギーのある子どもたちは、お弁当を持ってきているということですよ。中学校は選択式ですから、自動的にそうなりますし、小学校でも対応できない学校が多いということですよ。

学校給食課栄養士　　そのとおりです。

高木教育長　　学校から保護者に献立表が渡されます。献立表には、素材の一覧などが記載されますので、保護者は、それを見て、この日は給食ではなくお弁当にすると学校に伝え、学校はそれに対応するというふうに、連絡を取り合っているということでしたよね。

学校給食課栄養士 そのとおりです。

高木教育長 そのような状況ですので、教育委員会としては、清水区の給食もセンター方式にすることによって、きめ細やかなアレルギー対応をすることが可能になるという考えもあり得ることを御承知おきください。

佐野委員長 この件については、よろしいでしょうか。

各 委 員 了承

(7) 閉会

佐野委員長 以上で、平成27年11月静岡市教育委員会定例会を閉会します。

午後3時45分